

役員等報酬等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人一寿会（以下「法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程でいう役員等とは、会長、理事、監事及び評議員をいう。

- (1) 常勤役員とは、法人が定める場所に勤務する者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、前号に定める者以外の役員をいう。

(報酬等の支給)

第三条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の算定)

第四条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、別表2に定める額を支給する。
- (3) 職務上の交通費については役員等費用弁償規程に基づき支給する。

(法人職員との併給)

第五条 法人及び施設に勤務する職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、この規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第六条 役員等に対する報酬支給時期は、毎月一五日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、法人給与等支給規則第4条に準じた日とする。

- 2 評議員会及び理事会に出席したことに対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第七条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの俸給を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、そのつきの総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基準として日割によって計算する。

4 本状第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第九条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬との支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規定は平成29年6月17日から施行する。

別表 1 <常勤役員の報酬>

役員報酬表

号俸	支払基準額 (月額)
1号俸	350,000 円
2号俸	450,000 円
3号俸	550,000 円
4号俸	650,000 円
5号俸	750,000 円
6号俸	850,000 円
7号俸	950,000 円
8号俸	1,000,000 円
9号俸	1,100,000 円
10号俸	1,200,000 円
11号俸	1,300,000 円

※法人運経営実績及び経験年数に基づき号俸を決定する

賞与

夏季賞与	月額報酬×1.8倍 以下
冬季賞与	月額報酬×1.8倍 以下

別表 2 <非常勤役員等の報酬>

理事

理事会への出勤	30,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	30,000 円

監事

監事監査への出勤	40,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	30,000 円

評議員

評議員会への出勤	30,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	30,000 円

退職慰労金

月額報酬に在職年数に応じた支給率を乗じた金額を上限として、理事については理事会、監事及び評議員については評議員会で決定する。